

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Kan Touei



第7回の本稿では、商標権侵害および救済に関連する規定のうち、刑事罰に関する67条を取り上げる。初めてこの規定を目にする読者も多いと思う。同条と関連のある判例についても紹介する。



1. はじめに

本連載ではこれまで、商標権侵害および救済に関連する規定について紹介してきたが、今回は、商標権侵害および救済に関連する残りの規定の中から、刑事罰に関する67条を取り上げる。

同条は、改正前は59条に規定されていた。規定の内容自体は改正されていないものの、再犯防止効果の観点から非常に重要であるため、同規定にスポットを当てたい。

なお、中国における模倣・侵害品の問題に対して、効果の異なる行政、民事、刑事上の救済手段をうまく組み合わせ、または使い分けることは重要であるが、中国で刑事告訴する場合、関連行政部門が取り合ってくれないケースも多く、一般に容易ではない。

2. 改正商標法67条

「商標権者の許諾なく、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

他人の登録商標の標章を偽造もしくは許諾なく製造し、または偽造もしくは許諾なく製造した登録商標の標章を販売し、犯罪を構成する場合、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する。

登録商標を盗用した偽造商品と知りながら販売し、犯罪を構成する場合、被侵害者の被った損害を賠償するほか、法により刑事責任を追及する」

● 改正商標法67条1項

同項では、商標権者の許諾なく同一の商標を同一の商品に使用すると、刑事責任を追及されると規定している。

「最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」法積（2002）32号の9条には、商標法52条1項（商標権侵害に関する規定〈旧法〉）で規定する商標の同一とは、権利を侵害されたとして訴えられた商標と原告の登録商標を比較し、両者に視覚的な差異がないことを指すと示されている。

なお、同解釈10条には、次のように認定方法が規定されている。

商標の同一または類似を認定する場合には、以下の原則に照らして行うものとする。

- (1) 関連公衆の一般的な注意力を基準とする。
- (2) 商標の全体だけでなく要部の対比も行わなければならない。対比する対象を隔離した状態でそれぞれを対比する必要がある。
- (3) 商標が類似か否かの判断に際し、保護を求める登録商標の顕著性および著名度を考慮する。

● 改正商標法67条2項

同項には複数の行為が掲げられており、一見すると複雑であるが、これを整理すると、以下の行為については犯罪を構成する場合、刑事罰が適用されることがあると規定していることが分かる。

- ・許諾なく、他人の登録商標の標章を偽造する行為（ニセモノのマークを作る行為）
- ・許諾なく、商標使用許諾の契約範囲外で表示を印刷・製造し、使用する行為（マークはホンモノである）

・許諾なく、偽造もしくは製造した他人の登録商標の標章を販売する行為（ニセモノのマークの販売）

● 改正商標法67条3項

同条2項で規定している偽造登録標章とは異なり、模倣品自体を販売する行為についても刑事罰の適用があることを規定している。

3. 改正商標法67条に関連する中国刑法の規定

以下に示すとおり、中国刑法213～215条には、改正商標法67条1～3項と同趣旨の規定があり、一部の学者の間では「67条1項は注意喚起の規定ではないか？」ともいわれている。

一方、中国刑法には「役務商標」についての規定はないが、改正商標法4条2項は「本法にある商品商標の規定も役務商標に適用する」としていることから、67条1項は役務商標についても商品商標と同様に、所定の悪質な模倣等の行為については刑事罰が適用される対象となることを明確にする役割があり、単なる注意喚起の規定ではないとの反論もある。

● 刑法213条（偽造登録商標罪／改正商標法67条1項に対応）

「商標権者の許諾なく、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用し、かつ情状がひどい場合、3年以下の有期懲役もしくは拘留に処し、併せて罰金を科する、または罰金のみを科する。

情状が特にひどい場合には、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科する」

「同一の商標」と規定されているが、厳密に同一でなくとも処罰が適用される場合がある（後述）。

なお、「最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」（以下、刑事事件関連の司法解釈）では、「情状がひどい場合」と「情状が特にひどい場合」について、次のように規定している。

● 情状がひどい場合

商標権者の許諾なく、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用し、かつ以下のいずれかの場合、「情状がひどい」に該当すると規定している。

- (1) 不法経営金額が5万人民元以上または違法所得金額が3万人民元以上の場合
- (2) 2種類以上の登録商標を模倣し、不法経営金額が3万人民元以上または違法所得金額が2万人民元以上の場合
- (3) その他、情状がひどい場合

● 情状が特にひどい場合

商標権者の許諾なく、同一の商品に登録商標と同一の商標を使用し、かつ以下に掲げる情状のいずれかの場合、「情状が特にひどい」に該当すると規定している。

- (1) 不法経営金額が25万人民元以上

または違法所得金額が15万人民元以上の場合

- (2) 2種類以上の登録商標を模倣し、不法経営金額が15万人民元以上または違法所得金額が10万人民元以上の場合

- (3) その他、情状が特にひどい場合

● 同一の商標

刑事事件関連の司法解釈には、「同一の商標」とは、模倣された登録商標と完全に同じ、または模倣された登録商標と視覚上、基本的に差異がなく、公衆に対して商標の誤解を生むのに十分な商標を指す旨の規定がある。

また、刑事事件関連の司法解釈には「同一の商標を使用する」とは、登録商標もしくは模倣した登録商標をその商品、商品の包装、容器、製品説明書、商品取引文書に使用するか、または登録商標もしくは模倣した登録商標を、宣伝広告、展覧およびその他の商業活動等の行為に使用することを指す旨の規定がある（8条）。

● 刑法214条（偽造登録商標商品販売罪／改正商標法67条3項に対応）

「登録商標の模倣品であることを知りながら販売し、その販売金額が比較的大きい場合、3年以下の有期懲役もしくは拘留に処し、併せて罰金を科する、または罰金のみを科する。

販売金額が巨大であった場合、3年以上7年以下の有期懲役に処し、併せて罰金を科する」

刑事事件関連の司法解釈では、「明らかに模倣品であることを知っていたうえで販売し、その販売金額が5万人民元以上の場合、刑法214条に規定されている『額が比較的大きい』に属し、登録商標模倣品販売罪により3年以下の懲役もしくは拘留に処し、併せて罰金を科する、または罰金のみを科すべきである。

販売金額が25万人民以上の場合、刑法214条の『額が巨額である』に属し、登録商標模倣品販売罪により3年以上7年以下の懲役に処し、併せて罰金を科すべきである」と規定している(2条)。

● 刑法215条(登録商標偽造標識販売罪/改正商標法67条2項に対応)

「他人の登録商標の標章を偽造もしくは無断で製造し、または偽造・無断製造した登録商標の標章を販売した場合は、情状がひどい場合、3年以下の懲役、拘留または管制に処し、併せて罰金を科する、または罰金のみを科する。

情状が特にひどい場合、3年以上7年以下の懲役に処し、併せて罰金を科する」

刑事事件関連の司法解釈に、「情状がひどい場合」と「情状が特にひどい場合」についての規定があるが、紙幅の都合上、割愛する。

以下では、刑法との対応関係および商標法67条との対応関係に注目し、

「思念」事件(刑法213条/改正商標法67条1項)と「LV」「GUCCI」事件(刑法214条/改正商標法67条3項)を紹介することで、刑事責任がどのように追及されるか、明確にしたい。

4. 「思念」事件：偽造登録商標罪

● 事件の経緯

Z社は指定商品を餃子、元宵^{げんしょう}団子、ワンタンなどとする商標「思念」の商標権者である。

2007年6月から2008年1月まで、被告人であるAは、本市海澱区内で借りた部屋において、自身で冷凍庫を製造した。Aは、同じく被告人であるBやCを雇用して、低価格で購入した餃子や元宵団子をはじめ、被告人らで生産した食品を「思念」が付された箱やパッケージに入れて、「思念」餃子、「思念」元宵団子としてブランドを偽造し、販売した。

2008年1月、公安はAが製造した冷凍庫内から「思念」と付された数多くの餃子や元宵団子を発見・押収し、A、B、Cを逮捕した。

その後の鑑定により、これら「思念」餃子、「思念」元宵団子はすべて偽造品であることが判明し、売上金額は10万3480人民元であると査定した。

● 審理結果

一審は審理を経て、以下のように判断を下した。

「A、B、Cは商標権者であるZ社の許諾を得ず、同一の商品について当該登録商標と同一の商標を使用していた。事件の経緯からして重大な罪であり、偽造登録商標罪を構成し、処罰されるべきである。

Aらによって偽造された商標「思念」を付した食品が大量に市場に流入したことは、自供および証拠からも明らかである。

また、国民の健康および食品安全の問題に関わる事項であり、被告らの経営年数も長く、販売数も多く、影響力も大きいことなどから、その行為は社会に深刻な悪影響を与えたと認められるため、人民法院は3人の被告人を嚴重に処罰すべきである。

以上より、中国刑法213条、25条1項、26条1項および4項、27条、53条の規定に従い、偽造登録商標罪を適用し、Aを懲役2年6カ月/罰金5万人民元の刑、Bを懲役1年6カ月/罰金2万人民元の刑、Cを懲役1年3カ月/罰金1万人民元の刑に処す」との判決が下された。

一審判決後、Aは判決を不服として控訴したが、その理由として、以下を挙げている。

- (1) 餃子の一部が偽造品として認定されたのは事実と異なる。
- (2) 権利者より提出された価格によって判断された係争商品の金額は高額に過ぎ、罰が重過ぎる。

二審は、原審判決のA、B、Cが偽造登録商標罪を構成したとの判断には十分な証拠があり、法律の適用にも誤りはなく、量刑も適正、審理の手続きは合法的であり、原審判決を維持するとした。

最終的に中国刑事訴訟法189条1項の規定に従ってAの控訴を棄却し、原判決を維持した。

5. 「LV」「GUCCI」事件：偽造登録商標商品販売罪

● 事件の経緯

2004年から、被告人であるX、Y夫婦は利益を得るため、Xは偽造品「LV」「GUCCI」のカバンなどを購入し、Yはデパートなどの販売店において高価格で販売しようとした。

2010年4月、公安はYが借りていた住宅で未販売の偽造品、合計3800点余りを押収し、Yを逮捕した。同月、Xは江蘇省南京市で逮捕された。

上海市価格認定センターが下した鑑定結論書〈上海価額鑑定(2010)第X号〉によると、前記権利侵害商品の価格は2090万4700人民元である。

● 審理結果

人民法院は、「XとYが偽造登録商標を付した商品であることを知りながら、当該商品を共同で販売しようとした」と認定し、「販売予定の商品金額が巨額であり、被告らの行為は偽造登録商標の商品販売罪を構成する」とし

たうえで、XとYは販売しようとしていたが、結果的に販売には至らなかった。たとえ自らの意思による中止ではなかったとしても、既遂犯よりは減刑されるべきである。

さらにXとYは逮捕されてから自発的に罪を認め、反省の態度を示していることから、情状酌量の余地があるとして減刑し、

「社会主義市場の経済秩序を維持し、他人の商標権および国家の商標管理制度を保護するために、中国刑法214条、25条1項、23条、53条、64条、72条、73条および刑事事件関連の司法解释2条の規定に従い、偽造登録商標の商品販売罪を適用し、Xを懲役3年／罰金5万人民元の刑、Yを懲役3年／執行猶予3年／罰金5万人民元の刑に処す」との判断が下された。

なお、摘発された偽造登録商標の商品と、審理期間においてYが自ら法院に支払った5万人民元は罰金として没収し、国に納付するとした。

6. おわりに

冒頭でも説明したとおり、改正商標法67条は、内容自体に変更はないが、中国法曹界では、刑事罰を適用することによって、侵害の再犯防止効果を高めていく必要性があらためて叫ばれており、重要な規定である。

特に、商標権侵害の事案において、行政ルートを選択した場合、行政機構は「罰金」のみで処理するケースが多く、十分な侵害行為の抑制・防止につながっていないという批判があった。

行政処罰で「刑事処罰」に変えてはならない旨が「行政処罰法」にも規定されており、商標法に関連する規定と併せて、規定が正しく運用されることが望まれる。

次回(7月号)は、今回取り上げた規定以外の商標権侵害および救済について紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士

早稲田大学非常勤講師。平成27年度日本弁理士会商標委員会委員。中国で「日本商標法実務」を出版。「発明」「知財管理」「China IP」等における執筆多数。発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。WIPOのマドリッドワーキンググループにオブザーバーとして参加するなど、国際的に活躍している。

【連絡先】〒140-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

韓 登營 (Kan Touei) チャイナ(華夏)正合知識産権代理事務所所長／中国弁理士／工学博士
長年にわたり、特許および意匠出願業務に携わり、数多くの侵害事件、無効審判事件および、審決取消訴訟事件の代理人として活躍している。特に、「小型二輪車」意匠権審決取消訴訟二審逆転勝訴事件は、中国意匠審査基準に影響を与えたとして高く評価されている。

【連絡先】〒100044 中国北京市西城区西直門外大街1号院西環広場2号楼17階C5室
TEL(86)10-5830-1655(代表) http://www.czipa.com